

定期積金

商品名	定期積金
ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
期間	定額式：6ヶ月以上5年以内（1ヶ月単位） 目標式：6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年
お預入れ 払込方法 払込金額	<ul style="list-style-type: none"> 毎月一定の日までに一定額を積立 定額式：毎月の払込金は、1,000円の整数倍 目標式：給付契約額は、1,000円の整数倍
払戻し方法	満期日以後に一括して払戻します。
給付補填備金 適用金利 利払頻度 計算方法 課税	<ul style="list-style-type: none"> お預入れ日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 給付補填備金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 給付補填備金は、個人の場合は源泉分離課税20%（国税15%、地方税5%）※、法人の場合は総合課税（非課税法人の場合は非課税）となります。 マル優のお取扱いはできません。 ※特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
手数料	_____
付加できる特約事項	_____
中途解約時のお取扱い	<p>やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切り捨て）により計算した利息とともにお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 初回払込日から解約日（満期日）までの期間が1年未満の場合 …解約日における普通預金金利 初回払込日から解約日（満期日）までの期間が1年以上の場合 …約定年利回り×60% <p>（ただし、解約日における普通預金金利を下限とします。）</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 金利についてはホームページまたは窓口でお問い合わせください。 お預入が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金金利により計算します。

商品内容に関するお問い合わせ等につきましては、最寄の営業店へご相談ください。

なお、全国銀行協会の「全国銀行協会相談室」では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、ご意見・苦情を受付けております。また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、「全国銀行協会相談室」にお尋ねください。

「全国銀行協会相談室」

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

一般電話から 0570-017109 携帯電話から 03-5252-3772

受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）受付時間：午前9時～午後5時